

(スピーチ要旨邦訳)

金融危機への対処にひそむ保護主義の危険

ヴィノッド・アガワル

カリフォルニア大学バークレー校教授、APEC 研究センター理事

2009年8月17日

現在起こっている金融危機は、世界への影響という点で 1930 年代の大恐慌を思い起こさせる未曾有の出来事である。今回の危機では 30 年代とは多くの点で異なる政策対応がとられた。その結果を当時と比較すると、FED の金融支援や預金保険などのおかげでより銀行倒産件数は少なく、また、高関税や輸入割り当てなどの保護貿易措置へ訴える事例も少なくなっている。

しかし、一方で、Richard Baldwin & Simon Evenett が言うところの「あいまいな保護主義(murky protectionism)」は増大している。政府は、国内経済を刺激するために、例えば健康や安全基準の採用、本国製品優先購入政策や「グリーン政策」など、見えない形で差別的な手段をしばしば使ってきた。こうした政策は、あっという間に貿易紛争へとエスカレートし、世界経済の回復見通しを阻害することが懸念される。

新しく設けられた Global Trade Alert のサイト (<http://www.globaltradealert.org/>) には政府が実施したり検討したりしている保護的措置をリストアップ(種類、実施国、影響国など)している。このサイトは、データがまだ不完全であり、各国の危機対応戦略を十分説明していないなど不十分であるが、各国の保護主義的措置の採用状況を明らかにするための革新的で重要な試みである。

特に、財政政策面に注目すると、多くの国が今回の危機を、保護主義的政策をとる好機ととらえて、実施に移している。それらの政策は 4 つのカテゴリーに分類できる。1) 相対的に非効率な企業が政府の保護措置を求める(GM やクライスラーの例など)、2) 新製品を開発している企業が競争の制限を求める(排出権取引の不参加国に対する関税要求など)、3) 金融機関の救済措置(欧米)や輸出促進政策(中国)をとる、4) 危機とは関係なく差別的措置を設けて新規産業の育成を図る(中国)、などである。こうした産業政策の採用は、中国が最も甚だしいが、それより小さい規模ながら米国でもとられている。

金融危機を克服するための政府の取組は歓迎すべきである。一方、企業に不当な競争上の優位を与えようとする取組は、「あいまいな保護主義」的措置を利用することにより世界の公平な競争市場をより一層阻害することになるため、徹底的に咎められるべきである。

以上